

伐採造林届の添付書類について（令和5年4月1日施行）

- 森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の届出をすることが義務づけられています。
- 令和5年4月1日から、同届出に必要な添付書類が、森林法施行規則に基づく統一的な基準に見直されました。
- 基準の見直しに伴い、届出には以下の書類の添付が義務となりますので、伐採及び伐採後の造林の届出書と併せて、必ず提出をお願いします。

添付書類	具体的な内容
届出者の本人確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類の写し （例）運転免許証、マイナンバーカードの写しなど 法人：法人の存在を証する書類の写し （例）登記事項証明書や法人番号が記載された書類の写しなど
土地の登記事項証明書 など	届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類 （例）土地の登記事項証明書や土地の売買契約書、固定資産税納税通知書の写しなど
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 （例）航空写真、不動産登記法14条地図（公図、法務局地図データなど・縮尺は任意）
隣接森林との境界関係 書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との境界の確認状況がわかる書類（黒石市ホームページ上に参考様式および記載例を掲載）
以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ② 境界杭などにより境界が明らかな場合 ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合	
伐採の権原関係書類 ※届出者が土地所有者でない場合のみ提出	届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類 （例）土地の売買契約書、伐採に係る同意書の写しなど
他法令の許認可関係書 ※該当する場合のみ提出	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 （許認可後の場合は許可書の写しなど）
市町村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリストおよび搬出計画図 （黒石市ホームページ上に様式・例図を掲載）

よくあるご質問

位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？また、許認可後でなければ、届出は出せないのか？

住伐採造林届の対象となる森林には、森林簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林簿の情報をお持ちでない場合は、市町村の林務部局でご確認ください。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することが可能です。

口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

※その他不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。